

( 電 子 文 書 )  
事 務 連 絡  
令和5年12月14日

管内貸切バス事業者 各位

中国運輸局自動車交通部長

一般貸切旅客自動車運送事業における適正な運賃収受について

現行の一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度は平成26年4月から適用されており、運行間等（いわゆる「中抜け」）における運賃・料金の適正収受に関する考え方については、「貸切バス運行間等における適正な運賃収受について（基本方針）」（平成26年7月22日付け事務連絡）により明示しているところである。

今般、スクールバス運送に係って管内の複数事業者において本取り扱いが適切に運用されていない実態が判明したため、下記取り扱いについて、あらためて了知されたい。

記

貸切バスの運賃・料金制度は、安全コストを反映した運賃としているため、待機した時間は時間制運賃を収受することとしており、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）でいう休息期間を与えた場合に限り、当該時間を走行時間から除くことができるものとしている。

一方、スクールバス運送における運賃及び料金については、「一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金について」（令和5年8月25日付け事務連絡。以下、「事務連絡」という。）において、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に一度帰庫するという運

送形態であることを踏まえ、運行間については待機した時間に該当しないため、時間制運賃の対象とならないものと整理している。

そのため、事務連絡において前提とする「一度帰庫する運送形態」に該当しない場合には、通常どおり、発注者に対し、時間制運賃を請求し収受する必要がある。

なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日付け国自旅第628号）

4. の取り扱いにおいて、スクールバス運送の年間契約を締結する際には、事務連絡1. に規定する計算方法を適用することができるが、その場合、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定届出書に年間契約書を添付し、実施予定日の30日前までに届け出る必要がある。